

公社日技第 10 - 24 号

2012 年 10 月 26 日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課

課 長 奈 良 篤 様

公益社団法人 日本歯科技工士会

会 長 古 橋 博 美



## 特定化学物質障害予防規則の施行に係る疑義照会

下記の事項につき、貴省のご見解を伺いたく照会いたします。

### 記

#### 照会事項 (1)

一時的必要に応じてコバルト合金を用いる補綴物の製作を請け負うなど、作業頻度が著しく低い場合には、『特定化学物質障害予防規則』第 5 条第 1 項に規定する「臨時の作業」に該当すると解して差し支えないか。

#### 照会事項 (2)

臨時の作業に該当しないが、実態的に局所排気装置と同様の発散抑制措置を講じていると考えられる歯科技工所の場合は、法定の局所排気装置の設置に係る適用除外の申請の対象となると解して差し支えないか。

以 上